

姫路獨協大学授業料等納付金の未納者に対する取扱要領

(昭和63年3月17日制定)

改正 平成14年9月19日

令和元年12月19日

- 1 授業料等納付金を所定の期限（前期分5月31日、後期分9月30日）までに納入しない者については、その学費負担者に対して次のとおり督促を行うものとする。

前期分

	督促月	配送種別	納入期限	
第1回	6月	普通郵便	6月30日	銀行が休業日の場合前営業日とする。
第2回	7月	簡易書留郵便	7月31日	〃

後期分

	督促月	配送種別	納入期限	
第1回	11月	普通郵便	11月30日	銀行が休業日の場合前営業日とする。
第2回	12月	簡易書留郵便	12月31日	〃

- 2 授業料等納付金の分納又は延納を許可された者については、前項の規定にかかわらず許可期間内は、督促しない。ただし、許可期間を経過した者に対しては、その都度、納入期限を定めて督促する。
- 3 学長は、第1項及び第2項の督促にもかかわらず納入しない者について、教授会及び評議会の議を経て除籍するものとする。
- 4 前項の除籍は、前期分未納者にあつては8月1日付、後期分未納者にあつては1月1日付で行うものとする。ただし、分納又は延納を許可された者については、別に定める。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年9月19日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。